

3 利用者の状況

(1) 利用者1人当たり利用回数

令和元年9月中の利用者1人当たり利用回数をみると、訪問介護が18.7回、通所介護が8.9回となっている(表7)。

表7 利用者1人当たり利用回数(詳細票)

	各年9月	
	利用者1人当たり利用回数 ¹⁾	
(単位:回)	令和元年 (2019)	平成30年 (2018)
介護予防サービス事業所		
(訪問系)		
介護予防訪問入浴介護	4.2	4.1
介護予防訪問看護ステーション ²⁾	4.8	4.6
(通所系)		
介護予防通所リハビリテーション	5.5	5.4
介護老人保健施設	5.8	5.7
介護医療院	5.4	5.7
医療施設	5.3	5.2
(その他)		
介護予防短期入所生活介護 ^{3) 4)}	5.4	5.5
介護予防短期入所療養介護 ⁴⁾	4.8	4.9
介護老人保健施設	4.7	5.0
介護医療院	7.1	-
医療施設	7.2	4.2
地域密着型介護予防サービス事業所		
介護予防認知症対応型通所介護	5.4	5.5
介護予防小規模多機能型居宅介護	18.3	18.0
居宅サービス事業所		
(訪問系)		
訪問介護	18.7	19.0
訪問入浴介護	4.8	4.8
訪問看護ステーション ⁵⁾	7.0	6.7
(通所系)		
通所介護	8.9	8.7
通所リハビリテーション	7.8	7.7
介護老人保健施設	8.1	8.0
介護医療院	7.0	7.0
医療施設	7.6	7.4
(その他)		
短期入所生活介護 ^{3) 4)}	10.2	10.3
短期入所療養介護 ⁴⁾	7.4	7.4
介護老人保健施設	7.2	7.3
介護医療院	6.9	7.7
医療施設	11.8	10.7
地域密着型サービス事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⁶⁾	98.0	99.0
夜間対応型訪問介護	6.7	6.1
地域密着型通所介護	7.7	7.6
認知症対応型通所介護	9.6	9.5
小規模多機能型居宅介護	36.1	35.6
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	41.8	41.5

注: 1) 事業所ごとにみた「利用者1人当たり利用回数」である。

2) 「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

3) 「(介護予防)短期入所生活介護」は、空床利用型の利用者を含まない。

4) 「(介護予防)短期入所生活介護」及び「(介護予防)短期入所療養介護」は、1人当たり利用日数である。

5) 「訪問看護ステーション」は、健康保険法等の利用者を含む。

6) 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

(2) 訪問看護ステーションにおける利用者の状況

令和元年9月中の利用者の状況をみると、利用者1人当たり訪問回数は、介護予防サービスでは4.8回、介護サービスでは6.3回となっている。利用者1人当たり訪問回数を要介護（要支援）度別にみると、「要介護5」が8.3回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。1事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは9.3人、介護サービスでは43.6人、1事業所当たり延利用者数は、介護予防サービスでは44.4人、介護サービスでは274.1人となっている。（表8）

表8 要介護（要支援）度別利用者の状況（詳細票）

令和元年9月

	利用者1人当たり 訪問回数(回) ¹⁾	1事業所当たり 利用者数(人) ²⁾	1事業所当たり 延利用者数(人) ²⁾
介護予防サービス ³⁾	4.8	9.3	44.4
要支援1	4.0	3.1	12.4
要支援2	5.2	6.2	31.7
介護サービス ⁴⁾	6.3	43.6	274.1
要介護1	5.4	10.1	54.5
要介護2	5.8	11.4	66.4
要介護3	6.1	7.5	45.5
要介護4	6.8	6.8	46.5
要介護5	8.3	6.6	54.7

注：健康保険法等のみによる利用者を含まない。

1) 事業所ごとにみた「利用者1人当たり訪問回数」である。

2) 「1事業所当たり利用者数」及び「1事業所当たり延利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

3) 「介護予防サービス」は、要支援認定申請中を含む。

4) 「介護サービス」は、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。